

平成 25 年 6 月 25 日

玄海町立小中学校基本構想等検討委員会 学校支援作業部会（＃ 1）

1. 開会（事務局）
2. 協議事項
 - （1） 学校運営作業部会の部会員構成及び部会運営について
 - （2） 部会長、副部会長の選出について
 - （3） これまでの経過と小中学校基本構想等検討委員会における仮決定事項等について
 - （4） 学校支援作業部会の協議事項（案）・スケジュールについて
 - （5） その他
4. 次回開催について
5. 閉会

玄海町立小中学校基本構想等検討委員会部会運営要領

1. 設置

玄海町立小中学校基本構想等検討委員会(以下「委員会」という。)において仮決定した項目および内容に基づき、玄海町立小中一貫校の最適な教育環境を協議、検討し、提案するため、委員会に作業部会(以下「部会」という。)を設置する。

2. 委員会の仮決定項目および内容

別紙1に示すとおり。

3. 部会と業務

部会は、小中一貫校の教育にかかる事項について検討し、委員会に提案を行う。

(2) 5つの部会を置き、次の業務に携わる。なお、検討協議する事項は部会で協議する。

①学校運営作業部会

校名、校歌、校章、学校目標など学校経営にかかわる事項

②学校支援作業部会

PTA・育友会の編制や計画、学校支援ボランティア形成など学校支援にかかわる事項

③事務作業部会

設備や備品、法定帳簿の管理や移動など学校校務にかかわる事項

④教育課程等作業部会

教育課程の編成、学級編成、年間計画、学校行事など教育にかかわる事項

⑤通学作業部会

通学環境や通学方法などにかかわる事項

4. 部会の構成

部会は、次に掲げるものから教育委員会が委嘱する。

①保育園児保護者小学生保護者

②小学生保護者

③中学生保護者

④小中学校教職員

⑤学校支援等に識見を有する者

⑥その他、専門的な知識を有する者

5. 部会員の任期

部会員の任期は、委嘱の日から平成27年3月31日までとする。なお、補欠員の任期は前任者の残任期間とする。

6. 部会長と副部会長の選任

(1) 部会に部会長と副部会長を置く。

- (2) 部会長は、原則として校長とし、部会を総括する。
- (3) 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は不在のときは、その職務を代行する。

7. 部会の運営

- (1) 会議は部会長が招集する。
- (2) 部会で必要があると認めたときは、会議に部会員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。
- (3) 会議は公開とする。ただし、部会で決定したときは、非公開とすることができる。
- (4) 部会の書記は事務局が担当する。

8. 事務局

各部会の事務局は教育委員会事務局とし、庶務を処理する。

9. 委任

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、検討委員会で協議し、定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

玄海町立小中学校基本構想等検討委員会仮決定事項

項 目	内 容
①学年区分	・ 4 年－ 3 年－ 2 年に区分する。
②小中合同会議	・ 必須行事を設定 ・ 行事の選定は、教員や保護者等を含めた部会で協議 ・ 選定の際は、学年区分や学年の目標、役割を意識して行事を決定
③部活動種目	・ 部活動の対象者は 7 年生以上 ・ 種目は、部会等で協議するが、現在の種目を基本とする ・ 外部指導者を積極的に活用する
④学校体力向上 取組み	・ 現在行っている取組み(歩数調査等)を継続 ・ 新たな取組みや運営形態は部会等で協議
⑤給食提供法	・ 給食調理場の運営は町に一任 ・ ランチルームでの配膳方法は食缶配膳方式を採用 ・ 給食費の徴収は、徴収員が徴収 ・ 朝食、夕食の提供は無し
⑥立腰教育	・ 小中全学年で実施
⑦独自試験	・ 現在の ASU 検を継続実施
⑧独自学習	・ 玄海町独自の学習内容を設置 ・ 内容は部会等で協議
⑨外国語活動	・ 1 年生～ 4 年生も外国語活動を実施 ・ 全学年で外国語活動を行う
⑩夜間学習制度	・ 対象は、9 年生のうち希望者 ・ 学校校舎内で、2 時間程度実施 ・ 試行を 25 年度に実施
⑪通学手段	・ 徒歩または自転車での通学が基本 ・ 通学に支障がある場合は、通学バス等を運行 ・ 通学バスの対象は小学生 2.5km 以上、中学生 4km 以上を基本 ・ 下校時は、1～6 年、7～9 年の 2 便 ・ 自転車利用を推進し、補助制度等も検討
⑫持続発展教育 (ユネスコスクール)	・ (現在は小学校のみのため)全学年ユネスコスクールとして、取組 みを継続する
⑬ステップ学習	・ 対象学年は低学年(1～4 年)、教科は算数 ・ 子どものレベルに応じたクラス分けを行う ・ 学年に捕われない ・ 理解が進んでいる子どもは難易度を上げ、理解が進まない子ども は習熟度を高める

⑭昼仮眠制度	・ 検証を行い、導入可否を協議
⑮授業時間	・ 授業の始業時間を全学年統一
⑯ I C T活用	・ 全生徒、全教員にタブレットを配布し、授業や家庭学習、学校生活に活用 ・ I C T機器の充実と授業で活用
⑰保育園・高校との連携	・ 今後も保育園・高校と継続して連携 ・ 連携方法は部会等で協議
⑱保護者との連携	・ コミュニティスクールの形式を取り入れた学校運営 ※コミュニティスクールでは、保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会が設けられ、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて意見を述べるといった取り組みが行われる。 これらの活動を通じて、保護者や地域の皆さんの意見を学校運営に反映させることができる。
⑲地域との連携	・ コミュニティスクールの形式を取り入れた学校運営
⑳制服	・ 導入する ・ 対象学年やデザイン等は、継続審議
㉑校名・校歌・校章・校訓・校旗	審議中
㉒保護者メール	・ I C T活用に連動して、継続運用
㉓学校校納金	・ 現状どおり、徴収袋で子どもを介し、徴収 ・ 校納金の取扱いは事務職員が行う
㉔二学期制	・ 現状の三学期制の中で授業時間等を増やす取組みを実施する
㉕かばん	・ 1～4年生はランドセルの使用を推奨、5年生からはスリーウェイバックの使用を許可
㉖上靴	・ 現状使用しているバレエシューズタイプを導入
㉗掃除と掃除道具	・ 掃除頻度は毎日実施 ・ 掃除道具は床材に合った道具を使用

(3) これまでの経過と小中学校基本構想等検討委員会における仮決定事項等について

ア. 昭和 45 年～平成 15 年まで行われた中学校統合に関する協議は、割愛。

イ. 平成 19 年玄海町教育環境を考える検討委員会の提言

- i) 小学校・中学校の適正規模として、1 クラス 30 名程度、2 学級以上が望ましい
- ii) 町内小学校 1 校・中学校 1 校に統合するのが望ましい
- iii) 牟形小・仮屋小の 1 クラス 10 名以下を早急に対処
- iv) 小中学校の連携が重要。小中学校とも同一敷地内が望ましい

ウ. 玄海町立有浦小・牟形小・仮屋小統合

平成 22 年 3 月 31 日 3 小学校を閉校

平成 22 年 4 月 1 日 有徳小学校を開校

エ. 平成 22 年度玄海町教育環境を考える検討委員会の答申（平成 23 年 3 月）

i) 諮問

- ・有徳小学校新校舎建設について
- ・有浦中学校及び値賀中学校の統合について

ii) 答申

有徳小学校新校舎の建設及び有浦中学校・値賀中学校の統合にあたっては、これまでの提言や答申を踏まえ、

- ・小中一貫教育を前提とし、4 校統合または中学校区で行う
- ・建設場所、規模、建設期間、施設・整備等の内容は、将来を担う子供たちを育成するにふさわしい教育環境とする。
- ・町民への十分な説明を行い、おおかたの理解を得る。

オ. 教育委員会の方針（平成 23 年 4 月）

- i) 四小中学校を統合し、一小学校一中学校による小中一貫教育を行う。
- ii) 校舎は小中一体型とし、玄海町大字新田 1809 番地 6 に建設する。
- iii) 小中一貫校は、平成 27 年 4 月開校を目指す。

カ. 住民説明会（平成 23 年 4 月～平成 24 年 2 月）

教育委員会の方針について、各地区・団体を回り説明会を開催。

キ. 議会の決議（平成 24 年 3 月）

これまでの検討・協議内容や住民説明会の状況等を説明。

平成 24 年 3 月議会において、小中一貫校の設置を推進する決議がなされた。

ク. 検討委員会の発足

平成 24 年 3 月玄海町立小中学校基本構想等検討委員会を発足。

- i) 玄海町立小中学校の施設整備並びに教育ビジョンに関して、検討協議を行う。
- ii) 構成する委員は、保育園・小学校・中学校に子供を持つ保護者、教育に知識を有する方とし、12 名に委嘱。その他に、施設整備等に知識を有する方を講師として、参画。
- iii) 平成 24 年 3 月に発足し、平成 25 年 4 月までに計 18 回の会議を開催。

iv)協議にて仮決定された内容は、施設整備や学校運営の基盤としていく。

v)検討委員会で仮決定された内容を具体的に検討協議する部門として、作業部会を設置。

ケ．施設整備に関する仮決定を踏まえた校舎概要

i)建設に関する詳細な設計（実施設計）にこれまで協議した内容を反映。

ii)詳細な内容については、別紙のとおり。

コ．教育ビジョンに関する仮決定内容

i)学校運営に関する項目の仮決定内容は、別紙のとおり。

保護者メールの活用提案・協議

(1)使用内容

- ①緊急情報の通知…不審者情報や気象状況に応じた緊急情報などの通知を行う。
- ②学校情報の通知…学校行事の開催内容や休校、インフルエンザ感染予防など学校運営に関わる内容の通知を行う。
- ③携帯用 HP…携帯用ホームページにおいて、学校行事等を掲載し、情報発信。
- ④その他…学校以外に、児童館からの情報発信にも利用。

(2)利用者数

10月12日現在 396名（参考：保護者数 460名）

（平成22年5月開始当初 132名、平成23年3月 359名、平成24年3月 395名）

(3)通知数

平成23年度実績 177通

平成22年度実績 80通

(4)今後の活用方法

①緊急情報の通知の一括管理

小中一貫校となり、学校が1校になるので、発信内容や発信するタイミングなどが一元管理できる。現在、保護者によっては、小・中それぞれから通知が来ることもあるが、二重送信が無くなり、受信者側の通信料等を減らすことができる。また、学年別設定も可能となり、学年別に送信することも可能。

②学校・教委ホームページとの連動

学校や教育委員会ホームページに掲載された最新情報を携帯ホームページと連動し、メールマガジンとしてお知らせする。

③登録者数の増加による子ども見守り組織の形成

保護者のみならず、地域の方にも登録者を増やす。

地域の方には、学校の取組みを知ってもらい、登下校時にはメール配信等で知らせ、地域の方が子どもたちを見守る環境を形成する。

(5)意見・質疑

特に意見なし。

(仮) 決定

継続して使用する

学校校納金の徴収・支出の提案・協議

(1)現状の取り扱い

- ①校納金とは、教材費、社会科見学費、修学旅行費、スポーツ振興センター掛金、課外活動経費など保護者が負担していただく経費。
- ②校納金の徴収は、保護者から子どもを介して現金で徴収。
- ③小学校は学級毎、中学校は学年毎に口座を持ち、年度末精算する。精算時には、報告書類等を添付する。

(2)現金徴収の課題

- ①徴収した校納金を毎月口座へ振込むことが必要(現金を持たない)。
- ②通帳等関係書類の管理など不要な事務が発生している。(学級毎になると10数枚にも)
- ③公金等の不正処理事案等になりかねない。

(3)他校の事例

①佐賀市教育委員会

学校徴収金会計システムの導入

導入目的：学校徴収金の扱いが学校毎に異なるので、管理や事務の取り扱いについてルール化。

徴収金の取り扱いを事務職員に吸い上げて、教職員の業務負担軽減を図る。

徴収金の流れ：徴収金の管理や出納は、全て事務職員が行う。

- ①毎月の徴収金額を保護者に通知。
- ②各学校で徴収（徴収方法は口座振替や現金徴収など学校で異なる。）
- ③徴収したデータを基に事務職員が台帳管理する。
- ④徴収した徴収金から支払いに充てる。

導入メリット：教員は、教材購入等計画立案や会計報告を行う。その他の業務を事務職員が行う。

②福岡市教育委員会

学校徴収金管理システムの導入

導入目的：未納対策、学校事務の削減などもろもろ

徴収金の流れ：①保護者に徴収金額を通知。

- ②指定した口座から徴収金額を引き落とし。
- ③引き落としされた徴収金は、銀行で一括管理。
- ④徴収状況は、システムで管理。
- ⑤徴収金は学校長口座に振り分けられる。
- ⑥学校では、事務職員が必要な支払いに充てる。

(4)基本的な方向性（案）

- ①校納金の徴収や管理は事務職員が行う。
- ②教員は、教材購入計画や校外研修計画など計画立案と会計報告のみ行う。

(5)意見・質疑

（意見）徴収方法については、振込みがよいが、給食費のときに協議したように保護者が

集めるほうが未納が少ない。

(意見) 徴収方法を含めて、次回提案されたもので、再度協議する。

(6)協議内容

①給食費徴収方法

徴収員徴収方式を仮決定。各地区の担当者が毎月集め、金融機関で納付を行う。

②提案内容

	提案1	提案2	提案3
方式	徴収袋回収方式	徴収員徴収方式	口座引落方式
特 徴、 条件等	①毎月生徒を通じて、保護者に徴収袋を渡す。 ②生徒は保護者から受け取った徴収袋を事務室に提出する。 ③取り纏めた徴収金は金融機関口座に振り込む。	①各地区の担当者が毎月集め、納付する。 ②徴収者は、毎月金融機関に納付する。 ③徴収内容を学校に通知する。	①保護者の口座から毎月引落しを行う。 ②金融機関によっては手数料が発生する。
徴収通 知から 会計報 告まで の手順	①年度当初、担任等が校納金の利用計画や徴収計画等を立案し、保護者に通知		
	②毎月、校納金袋を生徒に渡す。 ③保護者から校納金を受け取った生徒は事務室に袋を提出する。 ④事務職員が校納金を取り纏め、口座に振り込む。	②年初めに徴収対象の児童生徒・校納金額を徴収員に通知する。 ③毎月、徴収員となる保護者が校納金を徴収する。 ④徴収した校納金を学年毎に口座に納付する。 ⑤徴収員は徴収及び納付状況を学校に通知する。 ⑥納付された校納金を事務職員が確認する。	②保護者は、引落口座を学校に通知する。 ③指定日に口座から引落しを行う。 ④引落した校納金を事務職員が確認する。 ⑤1回目の引落ができなかった場合、再引落を行う。2回目もできなかった場合、現金納付書を送付する。
	・支出の処理は全て事務職員が行う。 ・年度終りには、担任等が校納金の会計報告を行う。 ・滞納している家庭へのアクションは事務室で行う。		
課題	登校後、すぐに提出しない場合、紛失等の問題も起きる。	・学年毎に校納金額が異なるので、徴収員の手間になる。 ・金融機関に納付された内容を徴収員から確認することが必要。	・口座に残金がないと引落ができない。2回の引落ができないときに納付書を送付する手間が増える。 ・口座引落しに手数料がかかり、町の費用負担がある(1件10円)。

※徴収員徴収方式の場合、給食費と合算して徴収することも可能か。

③質問・意見

(質問) 手数料年間 6 万円というのは？

(回答) 口座引き落としの場合に、各保護者さんの指定講座から、町がお金を引き落とし、その時の銀行の事務処理代(手数料が 1 件辺り 10 円、600 名だと年間辺り 6 万円)。町が負担。

(有浦中) 去年は、給食費は完納。校納金は、卒業生ですが、ぎりぎりまで払えなくて、子ども手当(保護者同意を得て)で代替えしてもらって払ってもらった。

(値賀小) 給食費については、手集め方式をとっている。未納なし。玄海町はその点はいい。他の学校では、口座にはいってない、家に行ってもいない等苦勞している。本当は、口座引き落としが一番いいんですけど、いったん始まると、兄弟がいると、益々金額が多くなり徴収がスムーズにいかないときがある。

(質問) 会計報告は、小学校は学期ごとではなくて、年に 1 回？

(回答) 小学校の会計報告、学期毎している。

(意見) 中学校は、年度末にしている。その辺の兼ね合いはどうか。中学校の場合は、教科で使う教材を支払う。小学校の場合は、学期毎で使う教材を決めて、学期ごと報告をする。

(意見) 意見等なければ、両方同じ形でいい。

(意見) 各学校の方で確認の上、現状に不都合があれば、また考えていく。

(意見) 子どもに校納金を渡す。子どもは担任の先生に渡しているのが今の現状。これからは、事務室に直接とし、担任の先生が、なるべく現金を扱わないように。

(仮) 決定

現状どおり、徴収袋で子供を介し、徴収校納金の取扱いは事務職員が行う

保護者との連携

(1) 家庭教育の必要性（文部科学省「家庭教育支援の推進に関する検討委員会」報告書）

家庭教育とは、父母その他の保護者が、子どもに対して行う教育のこと。

家庭教育は、乳幼児期からの親子の愛情による絆で結ばれた家族とのふれ合いを通じて、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割を担っている。さらに、人生を自ら切り拓いていく上で欠くことのできない職業観、人生観、創造力、企画力といったものも家庭教育の基礎の上に培われる。

家庭は、家族が共同生活を営む場所であり、団らんや共同体験など愛情に支えられた生活の営みのなかで家庭教育は行われる。また家庭教育には親が意図的に子どもに働きかける場合と、日常生活をおくることで自然に行われる場合があり、後者の作用が持つ影響が大きい。

(2) 現状

	家庭教育力向上取り組み内容
有徳小学校	親子読書啓発運動（本の読み書きかせ活動）
値賀小学校	親子ふれあい活動（読み聞かせ、コンサート、ふれあい給食）
有浦中学校	親子読書活動（夏休み親子読書スタンプラリー、親子映写会）
値賀中学校	親子ふれあい活動（餅つき、文化祭）

(3) 第12回提案協議

今後の学校運営においても保護者や地域の方の協力は必要不可欠な要素である。また、玄海町内に一つの学校となるため、より一層学校運営への参加が必要と考える。

このような状況で、小中一貫校と保護者、地域との連携のあり方について以下の案を提示する。

項目	コミュニティースクールによる学校運営
目的	①学校と地域の人々（保護者・地域住民等）が目標を共有し、一体となって地域の子どもたちをはぐくんでいく。 ②子どもの豊かな育ちを確保するとともに、そこに関わる大人たちの成長も促し、ひいては地域との連携を強め、地域づくりの担い手を育てることにつなげる。
組織と役割	学校運営協議会（校長、保護者、地域の方、教委など）を設置し、 ①校長の学校運営基本方針を承認する。 ②学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べる。 ③教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べる。
効果	①学校と地域がみんなでよく考え、話し合う。 ②同じ目標に向かって、（学校、地域、保護者が）一緒に活動を行う。 ③校長を中心に学校の組織としての力を引き出す。 ④特色ある教育環境を形成する（地域学など）。

コミュニティ・スクールのイメージ



(4) 第12回意見・質疑

(意見) 今後は、必然的に必要な取組みになってくるので、導入の方向で検討する。

(仮) 決定

提案内容を導入する方向で具体的に検討していく。

(4) 学校支援作業部会の協議事項(案)・スケジュール(案)について

①学校支援作業部会の協議事項(案)とスケジュール(案)

PTA・育友会の組織編制、規約、学校運営をサポートするボランティア組織等にかかわる事項を協議する。

なお、検討委員会並びに教育委員会には、会議のつど報告を行い、議会特別委員会にも報告を行う。

	一応の 期限	H25 年度										H26 年度											
		6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
作業部会	—	①	②		③		④		⑤		⑥	⑦		⑧		⑨		⑩		⑪		⑫	⑬
ア.PTA・育友 会組織編制	H26.10	●	→														→	▲	●	▼			★
イ.ボランティ ア組織編制	H26.10										●	→						▲	●				★
ウ.その他																							

▲：作業部会での決定時期

▼：予算申請時期

◆：作業部会の決定及び予算申請時期

●：検討委員会または教育委員会の決定時期

★：議会または特別委員会への提案時期

②協議方法（案）について

ア．組織編制

- ・現状把握、課題の整理
- ・規約、細則、内規案の作成
- ・役員体制、役員の選出方法等の協議
- ・会費及び徴収方法の協議
- ・事業、予算計画の立案
- ・予算編成、持ち寄り金等の協議
- ・新組織の周知や各単P閉会への準備として、平成２６年１０月を目途に決定

イ．ボランティア組織編制

- ・現状把握、課題の整理
- ・学校支援ボランティア組織による支援の方策協議
- ・学校支援ボランティア組織体制の協議
- ・学校支援ボランティア形成に向けた周知等のため、平成２６年１０月を目途に決定